

## 最近の判例から (2)

# 指定確認検査機関の確認事務の帰属が 国又は公共団体にあるとされた事例

(最高判 平17・6・24 ホームページ最近の最高裁判例情報) 三橋 一郎

指定確認検査機関による建築基準法6条の2第1項の確認に係る建築物について、同法6条1項の確認をする権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体は、指定確認検査機関の当該確認につき行政事件訴訟法21条1項所定の「当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体」に当たると判示した事例(最高裁 平成17年6月24日判決 抗告棄却 ホームページ最高裁判所一判例情報—最近の最高裁判例登載)

### 1 事案の概要

建築基準法6条の2第1項の指定を受けた指定確認検査機関であるAは、Bらが甲市において建築することを計画していた建築物(以下「本件建築物」という。)について、平成14年5月1日付けで建築確認をし、同年7月8日付けで計画変更確認(以下、建築確認と併せて「本件建築確認等」という。)をした。

本件建築物の周辺住民であるYらは、本件建築物が建築されることにより景観利益等が侵害されると主張して、Aを被告として本件建築確認等の取消しの訴えを提起したが、その係属中に本件建築物の完了検査が終了し、訴えの利益が消滅したことから、行政事件訴訟法21条1項に基づき、本件基本事件を甲市に対する損害賠償の訴えに変更するよう申し立てた。これが本件の原々審である。

行政事件訴訟法21条1項の規定により処分

の取消の訴えを公共団体に対する損害賠償の訴えに変更するためには、変更後の訴えの被告である公共団体が、変更前の訴えにおいて取消しの対象となっていた処分に係る事務の帰属する公共団体でなければならず、本件の主要な争点は、抗告人である甲市(以下「X」という。)が本件建築確認等につき行政事件訴訟法21条1項の「当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体」に当たるか否かであり、XはAによる建築確認に係る事務の帰属する公共団体ではなく、この事務が帰属するのはAであるなどと主張した。

### 2 判決の要旨

最高裁判所は次のとおり判示して、Xの抗告を棄却した。

(1) 建築基準法6条1項の規定は、建築主が同項1号から3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合においてはその計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて建築主事の確認を受けなければならない旨定めているところ、この規定は、建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることを確保することが、住民の生命、健康及び財産の保護等住民の福祉の増進を図る役割を広く担う地方公共団体の責務であることに由来するものであって、同項の規定に基づく建築主事による確認に関する事務は、地方公共団体の事務であり(同法4条、地方自治法2条8項)同

事務の帰属する行政主体は、当該建築主事が置かれた地方公共団体である。そして、建築基準法は、建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、指定確認検査機関の確認を受け、確認済証の交付を受けたときは、当該確認は建築主事の確認と、当該確認済証は建築主事の確認済証とみなす旨定めている（6条の2第1項）。

また、同法は指定確認検査機関が確認済証を交付したときはその旨を特定行政庁（建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいう。2条32号）に報告しなければならない旨定めた（6条の2第3項）上で、特定行政庁は、この報告を受けた場合において、指定確認検査機関の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した指定確認検査機関にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該確認済証はその効力を失う旨定めて（同条4項）、特定行政庁に対し、指定確認検査機関の確認を是正する権限を付与している。

- (2) 以上の建築基準法の定めからすると、同法は、建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについての確認に関する事務を地方公共団体の事務とする前提に立った上で、指定確認検査機関をして、上記の確認に関する事務を特定行政庁の監督下において行わせることとしたことができ、指定確認検査機関による確認に関する事務は、建築主事による確認に関する事務の場合と同様に、地方公共団体の事務であり、その事務の帰属する行政主体は、当該確認に係る建築物について確認する権限を有する建築主事が置かれた地方公共団

体にあると解する。

- (3) したがって、指定確認検査機関の確認に係る建築物について確認する権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体は、指定確認検査機関の当該確認につき行政事件訴訟法21条1項所定の「当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体」に当たるといふべきであって、Xは、本件確認に係る事務の帰属する公共団体に当たるといふことができる。

また、Aは本件確認をXの長である特定行政庁の監督下において行ったものであること、その他本件の事情の下においては、本件確認の取消請求をXに対する損害賠償請求に変更することが相当であると認められることとした。

### 3 まとめ

指定確認検査機関は、建築主に多様なサービスを活用する途を開くとともに、地方公共団体を違反是正等に集中させることにより建築規制の実効性を確保するため、いわゆる建築確認・検査の民間開放として、平成10年法律100号による建築基準法改正の際に導入された制度であり、同法は建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、指定確認検査機関の確認を受け、確認済証の交付を受けたときは、当該確認は建築主事の確認済証とみなすと定め（6条の2第1項）指定確認検査機関による建築確認を建築主事による建築確認とみなしている。

本決定は、指定確認検査機関と行政事件訴訟法21条1項の「当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体」との関係について最高裁が初めて判示した事案であり、実務上少なからぬ意義を有するものである。

（調査研究部調査役）